○大阪市火災予防条例

昭和37年4月1日
条例第14号

大阪市火災予防条例を公布する。

大阪市火災予防条例

目次

第1章　総則(第1条)
第2章　削除
第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第1節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第18条の2)
第2節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第19条―第23条の2)
第3節　火の使用に関する制限等(第24条―第29条)
第4節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第30条)
第3章の2　住宅用防災機器の設備及び維持の基準等(第30条の2―第30条の7)
第4章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第1節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第31条―第34条)
第2節　指定可燃物等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第35条―第36条の2)
第3節　基準の特例(第36条の3)
第5章　消防用設備等の付加基準(第37条―第47条)
第6章　避難及び防火の管理等(第48条―第55条の5)
第7章　雑則(第56条―第66条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下法という。)第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持の基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下危険物政令という。)で定める数量(以下指定数量という。)未満の危険物等の貯蔵及び取扱い並びに指定数量未満の危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、法第17条第2項の規定に基づき消防用設備等の技術上の基準の付加基準について、並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章　削除

第2条　削除

第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第3条　炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下令という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと

ア　別表第1の左欄に掲げる炉の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

イ　「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」(平成14年消防庁告示第1号。以下離隔距離に関する基準という。)により得られる離隔距離

(2)　可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること
(3)　可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること
(4)　階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと
(5)　燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること
(6)　屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造つた床上に設けること。ただし、金属で造つた床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
(7)　地震その他の振動又は衝撃(以下地震等という。)により容易に転倒し、き裂し、又は破損しない構造とすること
(8)　使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること
(9)　表面温度が過度に上昇しない構造とすること
(10)　屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第18号の2アに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
(11)　開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の排気ダクト及び天がい(以下排気ダクト等という。)を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること
(12)　溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること
(13)　熱風炉は、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造るとともに、加熱された空気の温度が異常に上昇した場合において熱風の供給を断つ非常停止装置を設けること
(14)　熱風炉に付属する風道については、次によること
ア　風道並びにその被覆及び支わくは、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分及び防火上有効な位置に防火ダンパーを設けること
イ　アの防火ダンパーのうち、炉に近接する部分に設けるものから2メートル以内の部分及び当該防火ダンパーから炉までの部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。
ウ　給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること
(15)　まき、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、これに付置する取灰入れ及び燃料置場並びに灰捨場については、次によること
ア　取灰入れは、ふたのある不燃性のものとし、不燃材料で造つた台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気の措置を講じて付置し、灰捨場は不燃材料で造り、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。ただし、十分な広さを有する空地等で燃えがら等の飛散しないよう火災予防上安全な措置を講じたときは、この限りでない。
イ　燃料置場は、火源と火災予防上安全な距離を保つとともに、隣地境界線等に接近して設けるときは、必要に応じ防火上有効なへい等を設けること
(16)　削除
(17)　灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の付属設備は、次によること
ア　燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ又は飛散しない構造とすること
イ　燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けるとともに、燃料の流出を防止できる構造とすること
ウ　燃料タンクは、たき口との間に2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。
エ　燃料タンクは、その容量(タンクの内容積の90パーセントの量をいう。第4章を除き以下同じ。)に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上

5リットルを超え20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超え40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

オ　燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造つた床上に設けること
カ　燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること
キ　燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること
ク　燃料タンク又は配管には、有効なろ過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。
ケ　燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること
コ　燃料タンクは、水抜きができる構造とすること
サ　燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること
シ　燃料タンクの外面には、さびどめのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。
ス　燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること
セ　燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること
(18)　液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること
ア　金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、金属管以外の管で当該燃料におかされないものを使用することができる。
イ　接続は、ねじ接続、フランジ接続又は溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあつては、さし込み接続とすることができる。
ウ　イのさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること
(18の2)　液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあつては、必要に応じ次の安全装置を設けること
ア　炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置
イ　未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置
ウ　炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置
エ　電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置
(19)　気体燃料を使用する炉の付属設備については、次によること
ア　燃焼装置は、炎の分布及び燃焼状態が良好な構造とし、必要に応じて燃焼の安全を確保するため逆風止装置を設けること
イ　計量器は、電気開閉器、電動機その他の電気設備から60センチメートル以上離し、かつ、周囲に延焼のおそれのない位置に設けること
ウ　酸素、高圧ガス又は圧縮空気を併用する場合は、配管の途中に逆火防止装置を設けること
エ　燃料容器は、屋外の通風のよい場所で直射日光等による熱影響のすくない位置に設けるとともに、地震等により容易に転倒又は落下しないように措置を講ずること
オ　燃料容器は、漏れたガスが屋内に流入しないよう建築物の出入口、窓、床下等の開口部と十分な距離を保つこと

(20)　電気を熱源とする炉にあつては、次によること
ア　電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること
イ　炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること
(21)　熱媒を利用する炉にあつては、熱媒の性質に応じて容易に腐食しない材料を用い、適当な温度及び圧力測定装置を設け、加熱に際して局部加熱を避ける構造とすること
2　炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　炉及びその付属設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと
(2)　炉及びその付属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること
(3)　液体燃料を使用する炉及びその付属設備並びに電気を熱源とする炉及びその付属設備にあつては、消防長が定める点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること
(4)　設備に応じた適正な燃料を使用すること
(5)　燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
3　入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり及び屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(以下防火設備という。)であるものに限る。以下同じ。)を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
4　前3項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第31条及び第32条の2から第32条の5まで(第32条の3の2第1号及び第2号並びに第32条の4第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。)の規定を準用する。
(ふろがま)
第3条の2　ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること
(2)　気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまにあつては、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること
2　前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条(同条第1項第11号から第14号まで、第16号及び第21号を除く。)の規定を準用する。
(温風暖房機)
第3条の3　温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とすること
(2)　温風暖房機に付属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によつて算定した数値(入力70キロワットを超えるものに付属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合は、15とする。)以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力70キロワットを超えるものに付属する風道にあつては、10センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離(単位　センチメートル)
上方	L×0.70
側方	L×0.55
下方	L×0.45
この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。	

2　前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第11号、第12号及び第16号を除く。)の規定を準用する。
(厨房設備)
第3条の4　調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下厨房設備という。)

の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　厨(ちゅう)房設備に付属する排気ダクト等(個人の住居に設けるものを除く。以下この項において同じ。)は、次によること

ア　排気ダクト等は、ステンレス鋼板、亜鉛鉄板又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨(ちゅう)房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ　排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること

ウ　排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ5センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

エ　排気ダクト等は、十分に排気を行うことができるものとすること

オ　排気ダクト等は、堅固に取り付けること

カ　排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、空気調和用その他の用途のダクト等と共用しないこと

キ　排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること

(2)　油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨(ちゅう)房設備に付属する排気ダクト等は、次によること

ア　次に掲げる排気ダクト等には火炎の伝走を防止できる自動消火装置、その他の排気ダクト等には火炎の伝走を防止できる防火ダンパー又は自動消火装置(以下火炎伝走防止装置という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨(ちゅう)房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(ア)　高さ31メートルを超える建築物に設ける排気ダクト等

(イ)　令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物に設ける排気ダクト等

(ウ)　令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積が3,000平方メートル以上のものに設ける排気ダクト等

イ　天がいには、蒸気中に含まれる油脂その他の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下グリス除去装置という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天がいから屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

ウ　グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する不燃材料で造られたものとすること。ただし、当該厨(ちゅう)房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(3)　排気ダクト等、火炎伝走防止装置及びグリス除去装置は、容易に点検及び清掃ができる構造とすること

(4)　排気ダクト等、火炎伝走防止装置及びグリス除去装置の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること

2　前項に規定するもののほか、厨(ちゅう)房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第11号から第14号まで及び第16号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「入力」とあるのは「当該厨(ちゅう)房設備の入力と同一厨(ちゅう)房室内に設ける他の厨(ちゅう)房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

(ストーブ)

第4条　ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第11号から第14号まで、第16号、第17号オ及び第21号を除く。)の規定を準用する。

(ボイラー)

第5条　ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること

(2)　蒸気の圧力が異常に上昇した場合に、自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること

2　前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第11号、第12号、第14号及び第16号を除く。)の規定を準用する。

第6条　削除

(壁付暖炉)

第7条　壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたものの場合にあつては、この限りでない。

(2)　厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること

2　前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第8号から第14号まで及び第21号を除く。)の規定を準用する。

(乾燥設備)

第8条　乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること

(2)　室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること

(3)　火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉が飛散しない構造とすること

2　前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第11号、第12号及び第16号を除く。)の規定を準用する。

(サウナ設備)

第8条の2　サウナ室に設ける放熱設備(以下サウナ設備という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つこと

(2)　サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること

2　前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第1号、第10号から第13号まで、第16号及び第21号を除く。)の規定を準用する。

(簡易湯沸設備)

第9条　簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第6号、第10号から第16号まで及び第21号、第2項第5号並びに第3項を除く。)の規定を準用する。

(給湯湯沸設備)

第9条の2　給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第11号から第14号まで及び第16号を除く。)の規定を準用する。

(燃料電池発電設備)

第9条の2の2　屋内における燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。次項、第4項及び第6項、第9条の3第1項、第38条第1項第3号、第41条第1項並びに第57条第8号の2において同じ。)で気体燃料を使用するものの配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けてはならない。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合にあつては、この限りでない。

2　前項に規定するもののほか、屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)及び第18号並びに第2項第1号、第12条第1項(第7号を除く。)並びに第13条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。

3　前2項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第5項において同じ。)であつて出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置

(第5項において停止装置という。)を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)及び第18号並びに第2項第1号及び第4号、本条第1項、第12条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号の規定を準用する。

4　屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第8号から第10号まで、第17号(ウ、ス及びセを除く。)及び第18号並びに第2項第1号、本条第1項、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号並びに第2項並びに第13条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。

5　前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力10キロワット未満のもののうち、停止装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第8号から第10号まで、第17号(ウ、ス及びセを除く。)及び第18号並びに第2項第1号及び第4号、本条第1項、第12条第1項第8号及び第10号並びに第13条第1項第3号の規定を準用する。

6　前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第44条の規定の例による。

(煙突及び煙道)

第9条の3　煙突及び煙道(燃料電池発電設備に附属するものを除く。以下煙突等という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　構造又は材質に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定すること

(2)　可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること

(3)　容易に点検及び清掃ができる構造とすること

(4)　火粉の飛散するおそれのある煙突等にあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること

(5)　れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造の煙突等は、その内部に陶管を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること

2　前項に規定するもののほか、煙突等の位置及び構造の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

(掘りごたつ及びいろり)

第10条　掘りごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2　掘りごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第10条の2　ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つこと

(2)　容易に点検することができる位置に設けること

(3)　防振のための措置を講ずること

(4)　排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること

2　前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条(同条第1項第1号、第10号から第16号まで、第18号、第18号の2、第20号及び第21号、第2項第5号並びに第3項を除く。)の規定を準用する。

(火花を生ずる設備)

第11条　グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下火花を生ずる設備という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　壁、天井(天井のない場合にあつては、屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料でした室内に設けること

(2)　静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること

(3)　可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること

(4)　火花を生ずる設備のある室内においては、常に整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと

（放電加工機）

第11条の2　放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1)　加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること

(2)　加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること

(3)　工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること

(4)　加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること

2　放電加工機の管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1)　引火点70度未満の加工液を使用しないこと

(2)　吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと

(3)　工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること

(4)　必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること

3　前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第2号を除く。）の規定を準用する。

（変電設備）

第12条　屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット未満のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること

(2)　可燃性又は腐食性の蒸気、ガス、粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること

(3)　変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設置した室内に設けるとともに、当該出入口の扉には、随時開けることができる自動閉鎖装置を設けること

(3の2)　キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと

(3の3)　第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること

(4)　屋外に通ずる有効な換気設備を設けること

(5)　見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること

(6)　変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと

(7)　変電設備のある室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと

(8)　定格電流の範囲内で使用すること

(9)　操作上又は保安上必要な照度を有し、かつ、非常電源を付置した照明設備を設けること。ただし、これにかわる有効な照明器具を設けた場合は、この限りでない。

(10)　変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること

(11)　必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること

2　屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆つた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3　前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2、第5号から第8号まで、第10号及び第11号までの規定を準用する。

（急速充電設備）

第12条の2　急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をい

う。以下同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) その筐(きょう)体は不燃性の金属材料で造ること
(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること
(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること
(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること
(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること
(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
(9) 異常な高温とならないような措置を講ずること。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること
(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること
(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること
(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること
ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること
(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること
(14) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第11号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第13条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること
(2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること
(3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号、第9条の2の2第1項及び第12条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号、第9条の2の2第1項、第12条第1項第3号の2、第5号から第8号まで、第10号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のもののうち、次に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第9条の2の2第1項、第12条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項(第1号を除く。)の規定を準用する。

(1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること
(2) 換気口は、外箱の内部の温度が適度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。

（蓄電池設備）
第14条　屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける場合は、耐酸性としないことができる。
2　前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号並びに第12条第1項第1号、第3号から第6号まで、第9号及び第11号の規定を準用する。
3　屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。
4　前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。
（ネオン管灯設備）
第15条　ネオン管灯設備の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。
(1)　点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造つたおおいを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
(2)　変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
(3)　支わくその他ネオン管灯に近接する取付材等は、不燃材料を用いること。ただし、ネオン管灯の周囲に火災予防上必要な空間を有するものについては、この限りでない。
(4)　壁等を貫通する部分の碍管は、壁等に固定すること
(5)　電源の開閉器は、容易に操作できる位置に設けること
2　ネオン管灯設備の管理の基準については、第12条第1項第11号の規定を準用する。
（舞台装置等の電気設備）
第16条　舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下舞台装置等の電気設備という。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。
(1)　舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること
ア　電動機、照明器具、抵抗器その他の設備器具は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること
イ　電灯の充電部分は、露出させないこと
ウ　電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること
エ　アークを発生する設備は、不燃材料で造ること
オ　1の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと
(2)　工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること
ア　分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること
イ　残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること
2　舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第12条第1項第7号、第8号、第10号及び第11号の規定を準用する。
（避雷設備）
第17条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。
2　避雷設備の管理の基準については、第12条第1項第11号の規定を準用する。
（水素ガスを充てんする気球等）
第18条　水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。
(1)　煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと
(2)　建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が、不燃材料で造つた陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。
(3)　掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所にさく等を設け、かつ、立入を禁止する旨を表示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。

(4)　気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
(5)　風圧又は摩擦に対し、十分な強度を有する材料で造ること
(6)　気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
(7)　前号の電飾に使用する電源は、断面積が0.75平方ミリメートル以上のものを用い、長さ1メートル以下(文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下)ごと及び分岐点の付近において支持すること
(8)　気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと
(9)　水素ガスの充てん又は放出については、次によること
ア　屋外の通風のよい場所で行うこと
イ　操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること
ウ　電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと
エ　摩擦又は衝撃を加えるなど粗暴な行為をしないこと
オ　水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行うこと
(10)　水素ガスが90容量パーセント以下となつた場合においては、詰替えを行うこと
(11)　掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合にあつては、この限りでない。
(12)　多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと
2　水素ガスを充てんするとき、又は水素ガスを充てんした多数のゴム風船を催会場等において一時保管し、若しくは取り扱う場合は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。
(1)　通風のよい安全な場所で行い、公衆が立ち入らないよう適当な措置を講ずるとともに、付近での火気の使用を禁止する旨の表示を行うこと
(2)　摩擦又は衝撃を与えるなど粗暴な取扱いをしないこと

(基準の特例)

第18条の2　この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第2節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第19条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと
ア　別表第1の左欄に掲げる液体燃料を使用する器具の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
イ　離隔距離に関する基準により得られる離隔距離
(2)　可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること
(3)　避難の障害とならない場所で使用すること
(4)　地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること
(5)　地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること
(6)　不燃性の床上又は台上で使用すること
(7)　器具は、常に清掃及び手入れに努め、故障し、又は破損したものを使用しないこと
(8)　本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと
(9)　器具に応じた適正な燃料を使用すること
(10)　器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと
(10の2)　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること
(11)　燃料漏れがないことを確認してから点火すること

(12)　使用中は、器具を移動し、又は燃料を補給しないこと
(13)　漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること
(14)　必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること
(15)　消防長が定める点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること

(固体燃料を使用する器具)

第20条　固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　火鉢にあつては、底部に遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること
(2)　置きごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造つた台上に置いて使用すること

2　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1号から第10号の2までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第21条　気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとし、管の接続部はホースバンド等で離脱しないようにしなければならない。

2　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第19条第1号から第11号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第22条　電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)　通電した状態でみだりに放置しないこと
(2)　安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適当なものと取り替えないこと

2　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1号から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同条第2号及び第6号から第8号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第23条　火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保たなければならない。

2　前項に規定するもののほか、火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第19条第2号から第8号まで、第10号及び第10号の2の規定を準用する。

(基準の特例)

第23条の2　この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第3節　火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第24条　次に掲げる場所で消防長が指定するもの(以下指定場所という。)においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は指定場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
(1)　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下劇場等という。)の舞台又は客席
(2)　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下百貨店等という。)の売場又は展示部分
(3)　文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
(4)　第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に危険を生ずるおそれのある場所

2　指定場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に、喫煙等を禁止する旨を表示した標識を設けなければならない。

3　指定場所(第1項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
(1)　当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合　当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨を表示した標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置

(2)　前号に掲げる場合以外の場合　適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び喫煙所である旨を表示した標識の当該喫煙所における設置

4　前項第2号の喫煙所は、指定場所を有する防火対象物の階ごとに、避難上支障とならない場所に設けなければならない。ただし、当該防火対象物の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨を表示した標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じたときは、当該階については喫煙所を設けないことができる。

5　第3項第2号の喫煙所のうち劇場等に設けるものにあつては、客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けるものとし、その床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防署長が当該場所の利用状況等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、喫煙所の床面積の合計を客席の床面積の合計の30分の1以上としないことができる。

6　指定場所の関係者は、当該指定場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該指定場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(空地及び空き家の管理)

第25条　空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2　空き家の所有者又は管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(たき火)

第26条　可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2　たき火をする場合においては、消火準備、監視、残火の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(がん具用煙火)

第27条　がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2　がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3　火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号に定める数量の5分の1以上同号に定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れ、又は防炎処理を施した覆いをしなければならない。

(化学実験室等)

第28条　化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第31条、第32条の2第1項第2号から第14号まで及び第16号、同条第2項第1号並びに第32条の4第1項第1号の規定に準じて行うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(作業中の防火管理等)

第29条　作業中の防火管理は、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1)　ガス若しくは電気による溶接・溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶融作業又はびよう打作業(以下溶接作業等という。)は、可燃性の物品の付近において行わないこと

(2)　溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去、消火準備及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講ずること

(3)　工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火準備及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講ずること

(4)　作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸がら容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙しないこと

(5)　作業現場の施工責任者は、前各号に掲げる事項を作業従事者に遵守させる等火災予防に努めること

2　令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。第56条において同じ。)において、新築、増築、改築、修繕、模様替えその他の工事、溶接作業等又は引火性の危険物等を使用する作業(以下この項において工事等という。)を行う場合は、当該防火対象物の関係者及び工事等の施工責任者は、工事等に係る防災のための計画を協議して定めるとともに、当該協議事項の実施に努めなければならない。

第4節　火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号の定めるところによらなければならない。

(1)　堤防、田畑等において火入れをしないこと

(2)　煙火を消費しないこと

(3)　屋外において火遊び又はたき火をしないこと

(4)　屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近にあつては、喫煙しないこと

(5)　残火(たばこの吸がらを含む。)、取灰又は火粉を始末すること

(6)　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

第3章の2　住宅用防災機器の設置及び維持の基準等

(住宅用防災機器)

第30条の2　住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)の関係者は、次条及び第30条の4に定める基準に従つて、次に掲げるいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1)　住宅用防災警報器(令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下同じ。)

(2)　住宅用防災報知設備(令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下同じ。)

(住宅用防災警報器の設置及び維持の基準)

第30条の3　住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第6号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けなければならない。

(1)　就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。)

(2)　台所

(3)　第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

(4)　第1号及び第3号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)

(5)　第1号及び第3号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から直下階に通ずる階段の上端

(6)　前各号(第2号を除く。)の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(この号において当該階という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア　廊下

イ　廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ　廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2　住宅用防災警報器は、次のいずれかの位置に設けなければならない。

(1)　壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井(天井のない場合にあつては、屋根。次号において同じ。)の屋内に面する部分

(2)　天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3　住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。

4　住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下住宅用防災警報器等規格省令という。)第2条第4号に掲

	げる光電式住宅用防災警報器をいう。以下この表において同じ。)
第1項第2号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に掲げる定温式住宅用防災警報器
第1項第6号アに掲げる住宅の部分	住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるイオン化式住宅用防災警報器又は光電式住宅用防災警報器

5　住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6　住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)　電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること

(2)　電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること

(3)　電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること

(4)　電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること

(5)　自動試験機能(住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。次号において同じ。)を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に当該住宅用防災警報器を交換すること

(6)　自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に当該住宅用防災警報器を交換すること

(住宅用防災報知設備の設置及び維持の基準)

第30条の4　住宅用防災報知設備の感知器(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号。以下感知器等規格省令という。)第2条第1号に規定する感知器をいう。以下同じ。)は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2　感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けなければならない。

3　感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号、第3号から第5号まで並びに第6号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第9号に掲げる光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。)
前条第1項第2号に掲げる住宅の部分	感知器等規格省令第2条第2号に掲げる差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第5号に掲げる定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号で定める特種の試験に合格するものであって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。)又は光電式スポット型感知器
前条第1項第6号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器(感知器等規格省令第2条第8号に掲げるイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。)又は光電式スポット型感知器

4　住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについては、これらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

5　住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)　受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第19号)第2条第7号に規定する受信機をいう。以下同じ。)は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効

に火災の発生を報知できる場所に設けること
(2)　前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあつては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること
(3)　感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
(4)　感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること
ア　感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること
イ　受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること
(5)　住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること
(6)　前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は、感知器について、同項第2号から第4号までの規定は、住宅用防災報知設備について準用する。
(設置の免除)
第30条の5　前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下住宅用防災警報器等という。)を設置しないことができる。
(1)　第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)第12条の規定による感度の種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)又は自動火災報知設備を、令第12条若しくは令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
(2)　第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第3条第3項第2号、第3号若しくは第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
(3)　第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
(4)　第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に、複合型居住施設用自動火災報知設備を、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
(5)　前各号に定めるもののほか、住宅用防災警報器等と同等以上の効果があるものとして消防長が定める設備を設置したとき
(基準の特例)
第30条の6　第30条の2から第30条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持の基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。
(住宅における火災の予防の推進)
第30条の7　住宅の関係者は、この章に定めるところによるほか、住宅における火災の予防を推進するため、住宅用防災警報器等、消火器その他の物品、機械器具及び設備の設置及び維持に努めなければならない。

第4章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)
第31条　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならな

い。
(1)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災予防上安全な場所で行うこと
(2)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと
(3)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整備及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと
(4)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずること
(5)　危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること
(6)　危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと
(7)　危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により、容易に容器が転倒し、若しくは転落し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること
(8)　危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合は、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行い、下水道、河川、空地等に投棄しないこと
(少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)
第32条　指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下少量危険物という。)の貯蔵及び取扱い並びに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第32条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。
(共通する基準)
第32条の2　少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
(1)　ためます又は油分離装置にたまつた危険物は、あふれないように随時くみ上げること
(2)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと
(3)　危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと
(4)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること
(5)　危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと
(6)　可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所においては、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと
(7)　危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること
(8)　危険物その他の物品との接触又は混合により発火するおそれのある危険物は、それらに近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
(9)　危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと
(10)　危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所において行うこと
(11)　吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所において行うこと
(12)　焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと
(13)　染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処理すること
(14)　バーナーを使用する場合は、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること
(15)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において工事を行う場合は、工事を行う者に火災予防上必要な指示を与えるとともに、事故防止のために必要な措置を講ずること
(16)　危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること
ア　固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下危険物規則という。)別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において内装容器等という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えると

ともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること
イ　内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること
(17)　危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合は、高さ3メートル(法別表第1第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、4メートル)を超えて積み重ねないこと
2　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
(1)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱つている旨を表示した標識並びに危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板を設けるとともに、移動タンク(危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンクをいう。以下同じ。)以外の場所にあつては、防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること
(2)　危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
(3)　危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴つて温度の変化が起こる設備には、適切な温度測定装置を設けること
(4)　危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
(5)　危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること
(6)　引火性の熱媒体を使用する設備は、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること
(7)　電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること
(8)　危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること
(9)　危険物を取り扱う配管は、次によること
ア　配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験その他の方法において漏えい等の異常がないものであること
イ　配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること
ウ　配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置されるときは、この限りでない。
エ　配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものであるときは、この限りでない。
オ　配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分(溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。)について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること
カ　配管を地下に設置する場合は、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること
(10)　アセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有する危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備には、燃焼性混合気体の生成による爆発を防止するため不活性の気体又は水蒸気を封入する措置を講ずるとともに、当該設備は、銅、マグネシウム、銀及び水銀又はこれらを成分とする合金で造らないこと
(屋外における基準)
第32条の3　少量危険物を屋外において架台で貯蔵する場合は、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。
2　少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。
(1)　危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及

び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。)の壁又は不熱材料(ガラスを除く。以下この章において同じ。)で造つた壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

(2)　液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること

(3)　危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること

(屋内における基準)

第32条の3の2　少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　壁、柱、床、はり、階段及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること

(2)　窓及び出入口には、防火戸を設けること

(3)　液状の危険物を取り扱う部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及びためますを設けること

(4)　架台を設ける場所は、不燃材料で堅固に造ること

(5)　危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること

(6)　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の安全な場所に排出する設備を設けること

(タンクの基準)

第32条の4　タンク(地盤面下に埋没されているタンク(以下地下タンクという。)及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。)において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　危険物をタンクへ収納する場合は、当該タンクの容量(タンクの内容積の90パーセント以上95パーセント以下の範囲内で第60条の規定に基づき届け出た量(同条に基づく届出をしていないタンクにあつては、タンクの内容積の90パーセントの量)をいう。次項第1号において同じ。)を超えないこと

(2)　タンクの計量口は、計量するとき以外は閉鎖しておくこと

(3)　タンクの開閉弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は、閉鎖しておくこと

2　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　タンクは、その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上

500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

(2)　タンクは、地震等により容易に転倒し、又は落下しないように不燃性の堅固な基礎又は架台上に設けること
(3)　タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
(4)　圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。この場合において、通気管又は通気口は、地震等により容易に危険物が流出しない構造とするとともに、雨水の浸入を防止する措置を講ずること
(5)　引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること
(6)　タンクには、見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置を設けること
(7)　タンクの注入口は、次によること
ア　火災予防上支障のない場所に設けること
イ　注入ホース又は注入管と結合することができ、かつ、危険物が漏れないものであること
ウ　注入口には弁又はふたを設けること
(8)　タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること
(9)　タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないような措置を講ずること
(10)　液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること
(11)　屋外に設置するタンクで、その底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること
(12)　タンクは、容易に点検することができる位置に設置すること
(地下タンクの基準)
第32条の5　地下タンクにおいて少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、前条第1項の規定の例による。
2　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
(1)　地下タンクは、地盤面下に設けられたタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、法別表第1第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクで、次のアからウまでのすべてに適合するものであるときは、この限りでない。
ア　当該タンクの外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されているか、又は腐食し難い材質で造られていること
イ　当該タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ60センチメートル以上大きく、かつ、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリートのふたで覆われていること
ウ　ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造であること
(2)　タンク室の構造は、危険物政令第13条第1項第2号及び第14号の規定の例によること
(3)　地下タンクは、堅固な基礎の上に固定するとともに、当該タンクの頂部は、60センチメートル以上地盤面から下にあること
(4)　地下タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること
(5)　地下タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設ける地下タンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講じなければならない。
(6)　地下タンクの配管は、当該地下タンクの頂部に取り付けること
(7)　地下タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れ

を検知する設備を設けること

(移動タンクの基準)

第32条の6　移動タンクにおいて少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、第32条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)　移動タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口に移動タンクの注入ホースを緊結すること。ただし、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。)により引火点が40度以上の液体の危険物を注入するときは、この限りでない。

(2)　移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の法別表第1第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。

(3)　静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクに入れ、又は移動タンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること

(4)　静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクの上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端を移動タンクの底部に着けること

(5)　移動タンクにより危険物を運ぶ者は、その開始前に、弁、マンホール及び注入口のふた等の点検を行うこと

(6)　移動タンクにより危険物を運ぶ場合で、休憩等のため車両を一時停止させるときは、安全な場所を選ぶこと

2　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第32条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)　移動タンクは、火災予防上安全な場所に常置すること

(2)　移動タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力でそれぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること

(3)　移動タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること

(4)　常用圧力が20キロパスカル以下の移動タンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超える移動タンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること

(5)　移動タンクには、その内部に4,000リットル以下ごとに厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた間仕切を設けること

(6)　前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること

(7)　マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること

(8)　マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出している移動タンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること

(9)　移動タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること

(10)　移動タンクの配管には、先端部に弁又はふたを設けること

(11)　移動タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること

(類ごとの共通基準)

第32条の7　少量危険物の危険物の類ごとに共通する貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　法別表第1第1類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること

(2)　法別表第1第2類の危険物にあつては、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと
(3)　自然発火性物品(法別表第1第3類の危険物のうち危険物政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。)にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品(法別表第1第3類の危険物のうち危険物政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をいう。)にあつては水との接触を避けること
(4)　法別表第1第4類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと
(5)　法別表第1第5類の危険物にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること
(6)　法別表第1第6類の危険物にあつては、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること

(維持管理)

第32条の8　少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第32条の2から第32条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう維持管理しなければならない。

(適用除外)

第32条の9　第31条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の法別表第1第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

(特殊引火物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条　指定数量の10分の1以上5分の1未満の危険物で、法別表第1第4類に掲げるもののうち特殊引火物、第1石油類のほか引火点が21度未満のもの(以下特殊引火物等という。)の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、次の各号のいずれかに該当する事業場において貯蔵及び取扱いをする場合に限り、第31条、第32条の2から第32条の6まで、第32条の7第4号及び第32条の8の規定を準用する。
(1)　加熱又は高熱反応によつて特殊引火物等の製造、再生、蒸留、調合その他の処理をするもの
(2)　特殊引火物等を用いて物品の製造、加工(塗装、印刷又は研磨を含む。)、修理又は洗浄をするもの

(品名又は指定数量を異にする危険物)

第34条　品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量(前条の規定に該当する特殊引火物等にあつては、指定数量の2分の1で除し、その商の和が5分の1以上となり、かつ、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1未満となるときは、当該場所は少量危険物を貯蔵し、又は取り扱つているものとみなす。

第2節　指定可燃物等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第35条　別表第7の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下指定可燃物等という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに少量動植物油類(指定数量の5分の1以上指定数量未満の法別表第1第4類の危険物のうち動植物油類をいう。以下同じ。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)　可燃性固体類及び可燃性液体類(以下可燃性固体類等という。)並びに少量動植物油類を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること
ア　可燃性固体類(別表第7備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び少量動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において内装容器等という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性固体類等及び少量動植物油類が漏れないように容器を密封して収納すること

イ　アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性固体類等及び少量動植物油類の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものにあつては、この限りでない。

(2)　可燃性固体類等(別表第7備考第6号エに該当するものを除く。)及び少量動植物油類を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合は、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと

(3)　可燃性固体類等及び少量動植物油類は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと

2　可燃性固体類等及び少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)　可燃性固体類等及び少量動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類等にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第7に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、少量動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2)　別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床、はり、階段及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第7で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床、はり、階段及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3　第2項に規定するもののほか、可燃性固体類等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条から第32条の8まで(第32条の2第1項第16号及び第17号、第32条の3第2項第1号並びに第32条の7を除く。)の規定を準用する。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第36条　指定可燃物等のうち可燃性固体類等以外のもの(以下綿花類等という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと

(2)　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと

(3)　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講じなければならない。

(4)　綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること

(5)　再生資源燃料(別表第7備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によつて発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下廃棄物固形化燃料等という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること

ア　廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと

イ　廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること

ウ　3日を超えて集積する場合は、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかに燃焼の範囲の拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとすること

エ　廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること

2　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)　綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に綿花類等を貯蔵し、又は取り扱つている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること

(2)　綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第7備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合は、次によること

ア　1の集積の占める面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。以下同じ。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置したときは、この限りでない。

	区分	距離
1	面積が50平方メートル以下の集積相互間	1メートル以上
2	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積相互間	2メートル以上

イ　集積の占める面積の合計が500平方メートルを超える場合は、500平方メートルまでごとに区分し、相互に3メートル以上の距離を保つこと。ただし、防火上有効に区画されたものについては、この限りでない。

(3)　綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること

ア　集積する場所は、1の集積の占める面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、散水設備を設置する等防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

	区分	距離
1	面積が100平方メートル以下の集積相互間	1メートル以上
2	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積相互間	2メートル以上
3	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積相互間	3メートル以上

イ　合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第7で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造つた壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じたときは、この限りでない。

ウ　屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、水幕設備を設置する等防火上有効な措置を講したときは、この限りでない。

エ　別表第7に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、はり及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。)で仕上げた室内において行うこと。

(4)　廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること

ア　廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること

イ　別表第7で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置したときは、この限りでない。

(危険要因の把握等)

第36条の2　別表第7で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)、可燃性固体類等若しくは合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所におけ

る火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第3節　基準の特例

(基準の特例)

第36条の3　この章(第31条及び第34条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについて、この章の基準によらないことが通常である場合又は消防長がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

第5章　消防用設備等の付加基準

(付加基準の設定)

第37条　令第2章第3節で定める消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関して、法第17条第2項の規定により付加すべきものは、この章の定めるところによる。

(消火器に関する基準)

第38条　令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものは、この限りでない。

(1)　令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物(延べ面積150平方メートル未満のものは除く。)で同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分

(2)　火花を生ずる設備のある場所

(3)　燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、内燃機関を原動力とする発電設備その他これらに類する電気設備(第9条の2の2第3項及び第5項並びに第13条第4項に定めるものを除く。)のある場所

(4)　鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(5)　サウナ設備のある場所

2　前項の規定により設ける消火器は、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を、当該場所の各部分から1の消火器に至る走行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。

3　第1項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第39条　次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1)　令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。)のうち、同表(13)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものを除く。)で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、はり及び屋根)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、はり及び屋根)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2)　令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル(主要構造部が耐火構造で、かつ、5階以上の階の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては、200平方メートル)以下のもの、又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積が合計100平方メートル(当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては200平方メートル)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。)

2　前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項(令別表第1(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火

対象物の用途に供される部分に設けられるものにあつては、第2号を除く。)及び第4項並びに規則第12条(令別表第1(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(12)項イ若しくは(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあつては、第2項及び第3項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3　第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物に設ける屋内消火栓設備の水源は、令第11条第3項第1号の規定の例により設置するものにあつては5.2立方メートル以上、同項第2号イの規定の例により設置するものにあつては2.4立方メートル以上、同号ロの規定の例により設置するものにあつては3.2立方メートル以上の水量となるように設けなければならない。

(スプリンクラー設備に関する基準)

第40条　次の各号に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

(1)　令別表第1(12)項ロに掲げる防火対象物の階で、映画又はテレビの撮影の用に供する部分(これに接続して設けられた大道具室又は小道具室を含む。以下スタジオ部分という。)の床面積が、地階、無窓階又は4階以上の階にあつては300平方メートル以上、その他の階にあつては500平方メートル以上のもの

(2)　令別表第1(2)項に掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物(同表(2)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。)の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(3)　令別表第1(3)項ロに掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物(同表(3)項ロに掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものに限る。)の2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので、その床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの

(4)　令別表第1、(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、その床面積が2,000平方メートル以上のもの

(5)　主たる用途が令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の地階又は無窓階で、同表(1)項から(8)項まで、(9)項イ及び(12)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(6)　令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(主たる用途が同表(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物を除く。)の地階又は無窓階で、同表(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

(7)　令別表第1に掲げる建築物の11階未満の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの

2　前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次によらなければならない。

(1)　スプリンクラーヘッドは、前項各号に掲げる防火対象物の階(令別表第1(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、規則第13条の3第1項に規定する小区画型ヘッドが規則第13条の2第4項第1号(イただし書及びトを除く。)及び第13条の3第2項の規定の例により設けられているもの又は同条第1項に規定する側壁型ヘッドが規則第13条の2第4項第1号(イ及びハを除く。)及び第13条の3第3項の規定の例により設けられているものを除く。以下この号及び次号において同じ。)の天井(天井のない場合にあつては、屋根の下面。以下この項において同じ。)又は小屋裏に、当該天井又は小屋裏の各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分ごとに、同表の右欄に掲げる距離となるように設けること

防火対象物又はその部分		距離
前項第1号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分		1.7メートル以下
前項第1号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第5号	耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)以外の建築	2.1メートル(高感度型ヘッド(令第12条第2項第2号イの表に規定する高感度型ヘッドをいう。以下同じ。)にあつては、規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値

までに掲げる防火対象物の階	物	は、0.9とする。))以下
	耐火建築物	2.3メートル(高感度型ヘッドにあつては、規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離(同項中Xの値は、1とする。))以下

(2)　前項第1号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分に設けるスプリンクラーヘッドにあつては開放型スプリンクラーヘッドとし、同号に掲げる防火対象物の階のうちスタジオ部分以外の部分及び同項第2号から第5号までに掲げる防火対象物の階に設けるスプリンクラーヘッドにあつては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち規則第13条の2第1項に規定する標準型ヘッドとすること

(3)　前項各号に掲げる防火対象物の階(スタジオ部分を除く。)のうち次に掲げる部分には、前2号の規定にかかわらず、規則第13条の4第2項に規定する放水型ヘッド等を同条第3項の規定の例により設けること

ア　危険物政令別表第4の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のものを貯蔵し、若しくは取り扱う部分又は令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(通路、階段その他これらに類する部分を除く。)のうち、床面から天井までの高さが6メートルを超えるもの

イ　ア以外の部分で、床面から天井までの高さが10メートルを超えるもの

(4)　前項各号に掲げる防火対象物の階のうち、棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫の用に供する部分で天井の高さが10メートルを超えるもの(以下ラック式倉庫部分という。)には、前3号の規定にかかわらず、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち規則第13条の5第3項に規定する標準型ヘッドを同条第4項及び第5項の規定の例により設けること

3　前項に規定するもののほか、第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項第3号から第8号まで及び第3項並びに規則第13条第2項及び第3項、第13条の2第4項、第13条の6、第14条並びに第15条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4　令第12条第1項の規定によりスプリンクラー設備を設ける場合において、同項各号(第5号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分にラック式倉庫部分が存するときは、当該ラック式倉庫部分に係るスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、第2項第4号及び前項の規定の例によらなければならない。

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第41条　次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの (1)　吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものの、当該駐車の用に供する部分 (2)　防火対象物の屋上の駐車の用に供する部分で、その床面積が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物のうち、全出力1,000キロワット以上の燃料電池発電設備、変電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備のある場所	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の部分が床面積の合計500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分	不活性ガス消火設備

2　前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、移動式以外のものとし、かつ、自動式起動装置を設けなければならない。

3　前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第18条まで及び規則第16条から第21条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第42条　次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1)　令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物(建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が200平方メートル以上のもの
(2)　主たる用途が令別表第1(5)項ロに掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物(建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当するものを除く。)の部分のうち、同表(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が200平方メートル以上のもの
(3)　小規模特定用途複合防火対象物及び令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物(これらの防火対象物で建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの
(4)　小規模特定用途複合防火対象物及び令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2　前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条(第4項第1号ヘを除く。)、第24条(第5号ロ括弧書、ハ括弧書及びニ括弧書、第5号の2ロ(イ)括弧書及び(ロ)括弧書並びに第8号の2イ括弧書を除く。)及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3　第1項又は令第21条第1項の規定により延べ面積が600平方メートル(当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができるものにあつては1,000平方メートル)以上の防火対象物に設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する部分と天井裏の部分をそれぞれ異なる警戒区域としなければならない。

第43条　削除

(避難器具に関する基準)

第44条　令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の6階以上の階(令第25条第1項第5号の規定の適用を受けるもの及び11階以上の階を除く。)で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならない。

2　前項の規定により設ける避難器具は、次の各号に掲げる防火対象物の階に、令第25条第2項並びに規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。
(1)　令別表第1(13)項及び(14)項に掲げる防火対象物にあつては、令第25条第1項第3号に定める階
(2)　前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物にあつては、令第25条第1項各号に定める階

(誘導灯に関する基準)

第45条　次に掲げる防火対象物又はその部分(令別表第1(7)項に掲げる防火対象物又はその部分のうち日出時から日没時までの間のみ使用する防火対象物又はその部分で採光が避難上十分であるものを除く。)には、避難口誘導灯を設けなければならない。ただし、当該防火対象物の階で避難が容易であると認められるもののうち、居室の各部分から主要な避難口(避難階(無窓階を除く。以下この条において同じ。)にあつては規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口、避難階以外の階(地階及び無窓階を除く。以下この条において同じ。)にあつては同号ロに掲げる避難口をいう。以下この条において同じ。)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては20メートル以下、避難階以外の階にあつては10メートル以下であるものについては、この限りでない。
(1)　令別表第1(5)項ロ、(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物又は同表(16)項ロに掲げる防火対象物に存するものを含む。)で、床面積の合計が300平方メートル以上のもの
(2)　主たる用途が令別表第1(5)項ロ、(7)項及び(12)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が300平方メートル以上のもの

2　令別表第1(5)項ロ及び(7)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物又は同表(16)項ロに掲げる防火対象物に存するものを含む。)で、床面積の合計が300平方メートル以上のもの(日出時から日没時までの間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)又は主たる用途が同表(5)項ロ及び(7)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の部分のうち、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分で、その床面積の合計が300平方メートル以上のもの(日出時から日没時までの間のみ使用する防火対象物の部分で採光が避難上十分であるものを除く。)には、通路誘導灯を設けなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分については、この限りでない。
(1)　当該防火対象物の階で避難が容易であると認められるもののうち、居室の各部分から主要な避

難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては40メートル以下、避難階以外の階にあつては30メートル以下であるもの

(2)　当該防火対象物の階段又は傾斜路で避難が容易であると認められるもののうち、非常用の照明装置が設けられているもの

3　前2項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)並びに規則第28条の3(第5項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(連結送水管に関する基準)

第46条　次の各号に掲げる防火対象物の部分には、連結送水管を設けなければならない。

(1)　令別表第1(2)項、(4)項、(10)項及び(13)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物及び同表(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であり、かつ、当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満であるものを除く。)の地階又は無窓階(1階及び2階を除く。次号において同じ。)で、床面積が1,000平方メートル以上のもの

(2)　主たる用途が令別表第1(10)項及び(13)項に掲げる用途である小規模特定用途複合防火対象物の地階又は無窓階で、主たる用途に供する部分並びに同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(3)　令別表第1に掲げる建築物の屋上で、回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場(地階を除く階数が2以下で、かつ、床面積が200平方メートル未満のものは除く。)の用途に供するもの

2　連結送水管の放水口は、前項第1号及び第2号に掲げる階にあつてはその各部分から、同項第3号に掲げる屋上にあつては屋上の主たる用途に供する部分の各部分から、それぞれ1の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。

3　第1項の規定により設ける連結送水管は、令第29条第2項第2号及び第3号並びに規則第31条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4　第1項第1号及び第2号並びに令第29条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)の規定により設ける連結送水管には、その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。

(通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる消防の用に供する設備等に関する基準)

第46条の2　令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について、消防長が、第38条から前条までの規定に基づき設置し、及び維持しなければならない消防用設備等(以下通常用いられる消防用設備等という。)とその防火安全性能が同等以上であると認める場合は、当該必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる。

2　前項の場合においては、通常用いられる消防用設備等に代えて用いられる消防の用に供する設備等について、通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有するように設置し、及び維持しなければならない。

3　第1項の規定に基づき通常用いられる消防用設備等に代えて消防の用に供する設備等を用いる場合は、第38条から前条までの規定は適用しない。

(基準の特例)

第47条　この章の規定は、消防用設備等について、消防長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときは、適用しない。

第6章　避難及び防火の管理等

(劇場等の屋内の客席)

第48条　劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

(1)　いすは、床に固定すること

(2)　いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること

(3)　立見席の位置は、主階客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること

(4)　客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間に

は、高さ75センチメートル以上の堅固な手すりを設けること
(5)　客席の避難通路は、次によること
ア　いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあつては、20席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下のときは、これを片側のみとすることができる。
イ　アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員(以下算定幅員という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60センチメートル)未満としてはならない。
ウ　いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。
エ　ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること
オ　アからエまでの通路は、すべての避難口(出入口を含む。)に直通させること
2　前項の規定にかかわらず、大阪府建築基準法施行条例(昭和46年大阪府条例第4号)第4章第5節(第23条を除く。)の規定の適用を受ける建築物の屋内の客席については、消防長が別に定める基準によることができる。
(劇場等の屋外の客席)
第49条　劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。
(1)　いすは、床に固定すること
(2)　いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
(3)　立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること
(4)　客席の避難通路は、次によること
ア　いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては20席)以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席(いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては10席)以下のときは、これを片側のみとすることができる。
イ　いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でそのいずれかに達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること
ウ　ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがそのいずれかに接するように保有すること
エ　ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でそのいずれかに達するように保有すること
(基準の特例)
第49条の2　前2条の規定の全部又は一部は、消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難施設(通路、廊下、階段、避難口その他の避難施設をいう。以下同じ。)の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときは、適用しない。
(キャバレー等の避難通路)
第50条　キャバレー、カフエー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店の客席のうち床面積が150平方メートル以上の階には、すべての避難口に直通する有効幅員1.6メートル(客席の床面積が300平方メートル未満の飲食店にあつては1.2メートル)以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボツクス席7個以上を通過しないで、かつ、歩行距離15メートルを超えることなくその1に達するように避難上有効に保有しなければならない。
(ディスコ等の避難管理)
第50条の2　ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの(以下ディスコ等という。)の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

（カラオケボックス等の避難通路）

第50条の3　カラオケボックスその他の令別表第1(2)項ニに掲げる店舗その他これに類するもの(以下カラオケボックス等という。)の関係者は、避難通路の安全を確保するため、当該カラオケボックス等に設けられている個室その他これに類する施設に設置する外開きの戸で避難通路に面するものについては、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、当該避難通路を避難上有効に管理しなければならない。ただし、消防署長が避難上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

（百貨店等の避難通路等）

第51条　百貨店等の階で、その売場又は展示場所(以下売場等という。)の床面積が150平方メートル以上の階の売場等には、すべての避難口及び階段に直通する有効幅員1.2メートル(売場等の床面積が、300平方メートル以上のものにあつては、1.6メートル、3,000平方メートル以上のものにあつては、2メートル)以上の主要避難通路を避難上有効に保有しなければならない。

2　百貨店等の階で、その売場等の床面積が300平方メートル以上の階の売場等には、前項の主要避難通路のほか、これに通ずる有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を避難上有効に保有しなければならない。ただし、消防署長が、売場等の形態、避難施設の配置等により、前項の主要避難通路のみによつても避難上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

3　ぱちんこ屋(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものをいう。以下同じ。)及び遊技機の設置形態がぱちんこ屋に類するものの遊技場部分には、すべての避難口に直通する避難通路を次の各号に定めるところにより、保有しなければならない。

(1)　遊技機に固定のいす席を設ける場合にあつては、固定いす間(いすを手動又は自動で収納する固定いすにあつては、収納時のいす間)の通路有効幅員は0.7メートル(遊技機を片側のみに設ける場合にあつては、0.5メートル)以上とすること

(2)　遊技機に移動式のいす席を設ける場合にあつては、遊技機間の通路有効幅員は2メートル(遊技機を片側のみに設ける場合にあつては、1.2メートル)以上とすること

(3)　遊技機にいす席を設けない場合にあつては、遊技機間の通路有効幅員は1.5メートル(遊技機を片側のみに設ける場合にあつては、1メートル)以上とすること

4　百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

（避難経路図の掲出）

第52条　旅館、ホテル又は宿泊所にあつては、宿泊の用に供する各室内の見やすい箇所に、当該室から避難口及び避難器具設置場所に至る避難経路図を掲出しなければならない。

（劇場等の定員）

第53条　劇場等の関係者は、次の各号の定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1)　客席の部分ごとに次のアからウまでによつて算定した数の合計数(以下定員という。)を超えて客を入場させないこと

ア　固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。

イ　立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ウ　その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

(2)　客席内の避難通路に客を収容しないこと

(3)　1のます席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと

(4)　出入口その他公衆の見やすい場所には、消防長が交付する当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること

（避難施設等の管理）

第54条　令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。本条及び次条において同じ。)の避難施設は、次に定めるところにより避難上有効に管理しなければならない。

(1)　避難施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること

(2)　避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、消防署長が、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

(3)　避難口に設ける戸(そでとびら、くぐり戸の類を含む。)は、当該防火対象物の公開時間内、その他多数の者が使用している時間内は避難に際し、屋内からかぎを用いることなく解錠することができ、かつ、その解錠方法が見やすい箇所に表示されていること。ただし、消防署長が避難上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(4)　前号の戸及びその前面には、当該戸を隠ぺいし、又は識別を妨げるおそれのある鏡又はカーテンその他装飾用物品を設けてはならない。

2　避難器具設置場所は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1)　安全かつ速やかに、避難器具を操作できる広さを保有すること

(2)　避難器具設置場所に容易に到達できる通路を保有すること

(3)　避難器具を操作するに必要な照度を保有すること

(防火設備の管理)

第54条の2　令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

(準用)

第55条　体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場、物品販売又はディスコ等の用途に供する場合は、次の各号に定めるところによる。

(1)　劇場等の用途に供する場合にあつては、第24条、第48条から第49条の2まで及び第53条から前条までの規定を準用する。

(2)　展示場又は物品販売の用途に供する場合にあつては、第24条、第51条(第3項を除く。)、第54条及び前条の規定を準用する。

(3)　ディスコ等の用途に供する場合にあつては、第24条、第50条の2、第54条及び前条の規定を準用する。

(アーケードの管理)

第55条の2　アーケードの権原者(権原者が2人以上の場合はそれらの代表者)は、連結送水管、警報器、消火足場及び排煙のための開閉装置等の火災予防上必要な点検及び整備を行わなければならない。

(消防活動空間)

第55条の3　建築基準法施行令第126条の6の規定により設けられた非常用の進入口は、消防隊員の容易な進入及び活動を確保するため、次の各号に定めるところにより、適切に管理しなければならない。

(1)　非常用の進入口の付近及び当該進入口から屋内の通路等に通ずる部分には、消防隊員の進入を妨げるおそれのある広告物、壁その他の工作物を設け、又は物品等を置かないこと

(2)　非常用の進入口が面する道又は道に通ずる通路その他の空地には、消防活動に支障となる物品等を置かないこと

(3)　非常用の進入口には、外部から見やすい方法で進入口である旨の標識を設けること

2　令別表第1(4)項、(16)項イに掲げる防火対象物の高さが31メートル以下の部分にある3階以上の階に設けられた窓その他の開口部のうち、消防長が指定するものには、前項の規定を準用する。ただし、建築基準法施行令第129条の13の3の規定に適合するエレベーター(以下非常用エレベーターという。)を設置している場合は、この限りでない。

3　非常用エレベーターの乗降ロビーは、消防活動を容易に行うため、次の各号に定めるところにより、適切に管理しなければならない。

(1)　消防隊員の活動を妨げるおそれのある物品等を置かないこと

(2)　消防活動上必要な施設、標識、表示灯その他これらに類するものの識別を妨げるおそれのある設備又は装飾用物品等を設けないこと

(指定催しの指定)

第55条の4　消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、第3章第2節に掲げる火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具(以下火を使用する器具等という。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2　消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

3　消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定催しに係る防火管理)

第55条の5　前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該防火担当者に、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)　防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること

(2)　火を使用する器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること

(3)　火を使用する器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(以下露店等という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること

(4)　火を使用する器具等に対する消火準備に関すること

(5)　火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること

(6)　前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること

2　前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日)までに、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第7章　雑則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第56条　令別表第1に掲げる防火対象物をそれぞれの用途に使用しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

2　第5章及び令第2章第3節の規定により消防用設備等を設置しなければならない防火対象物及び法第17条第3項の規定により特殊消防用設備等を設置する防火対象物は、使用開始前に消防署長の行う検査を受けなければならない。ただし、法第17条の3の2の規定による検査を受け、又は受けることとなる消防用設備等若しくは特殊消防用設備等については、この限りでない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第57条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。

(1)　温風暖房機(風道を使用しない温風暖房機にあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)

(2)　多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

(3)　前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)

(3の2)　当該厨房(ちゅう)設備の入力と同一厨房(ちゅう)室内に設ける他の厨房(ちゅう)設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房(ちゅう)設備

(4)　ボイラー又は入力70キロワットを超える給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

(5)　乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(6)　サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(6の2)　入力70キロワットを超える内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

(7)　火花を生ずる設備

(7の2)　放電加工機

(8)　高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット未満のものを除く。)

(8の2)　燃料電池発電設備(第9条の2の2第3項又は第5項に定めるものを除く。)

(9)　内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第13条第4項に定めるものを除く。)

(10)　蓄電池設備

(11)　設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(12)　水素ガスを充てんする気球

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第58条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)　火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)　煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け
(3)　劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催し物の開催
(4)　露店等の開設、路上の工事又は荷物の搬出等で消防隊の活動を困難とするおそれのある行為
(5)　工事を施工するための現場事務所等の設置
(6)　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(火を使用する器具等を使用する場合に限る。)

(消防職員が来場するに至らないで鎮圧した火災の届出)

第59条　消防職員が来場するに至らないで火災を鎮圧したときは、当該防火対象物の関係者は、直ちに、消防署長に届け出なければならない。

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第60条　少量危険物(第33条の規定に該当する特殊引火物等を含む。以下この条において同じ。)又は別表第7に定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならない。届出の内容の変更(貯蔵又は取扱いの廃止を含む。)をしようとする者についても、また同様とする。

(1)　氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　貯蔵し、又は取り扱おうとする少量危険物又は指定可燃物等の品名及び数量(タンクを設ける場合にあつては、そのタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う数量)
(3)　少量危険物又は指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの方法の概要
(4)　少量危険物又は指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱おうとする場所及びその位置、構造及び設備の概要
(5)　その他消防長が必要と認める事項

2　指定数量未満の灯油の販売を業とする者は、主たる取扱いの責任者を定めて、消防署長に届け出なければならない。

(消防設備業等の届出)

第61条　消防用設備等(令第7条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、排煙設備及び無線通信補助設備を除く。)の工事、整備又は販売を業として営もうとする者は、住所、氏名(法人にあつては所在地及び名称)その他必要な事項を消防長に届け出なければならない。法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検を業として営もうとする者についても、また同様とする。

(消防用設備等又は排気ダクト等に設ける自動消火装置の設計届出)

第61条の2　消防用設備等(令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識及び令第36条の2第1項に規定する消防用設備等を除く。)又は第3条の4第1項第2号ア に規定する火炎の伝走を防止できる自動消火装置の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長に届け出なければならない。

(指定洞(とう)道等の届出)

第61条の3　通信ケーブル又は電力ケーブル(以下通信ケーブル等という。)の敷設を目的として設置された洞(とう)道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧(すい)道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障が生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの(以下指定洞(とう)道等という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次の各号に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。届出事項について重要な変更がある場合についても、また同様とする。

(1)　指定洞(とう)道等の経路及び出入口、換気口等の位置並びに周囲の状況
(2)　指定洞(とう)道等の内部に敷設される主要な物件
(3)　指定洞(とう)道等の内部における火災に対する安全管理対策
(4)　その他消防長が必要と認める事項

(道路掘削工事に係る防災計画の提出)

第62条　地下鉄又は地下街の建設工事その他の大規模な道路掘削工事をしようとする者は、当該工事に係る防災のための計画書を作成し、あらかじめ、消防長に当該計画書を提出しなければならない。計画の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

（消防用設備等の試験）
第63条　消防長は、次に掲げる物品等について、製造（加工を含む。）、販売又は使用する者の申出により、それらについて試験を行い、その結果を証明することができる。
(1)　消防の用に供する設備又は機械器具（令第37条に掲げるものを除く。）
(2)　危険物又はこれに準ずるもの
(3)　危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの安全装置
2　前項に掲げる試験を行う場合において、試験資料の指定又は材料若しくは工程の検査等のため特別の費用を要するときは、その費用は当該試験の申請者の負担とする。
（タンクの水張検査等）
第63条の2　消防署長は、第60条第1項の届出に係る少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。
（防火対象物の違反状況の公表）
第63条の3　消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物に係る防火管理者の状況又は当該防火対象物の消防用設備等の状況が法若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
2　消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
3　第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市規則で定める。
（罰則）
第64条　第31条から第32条の7までの規定による少量危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。
2　第35条又は第36条の規定による指定可燃物等又は少量動植物油類の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。
3　第55条の5第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者は、300,000円以下の罰金に処する。
4　第57条第12号又は第58条第2号の規定による届出を怠つた者は、30,000円以下の罰金に処する。
第65条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。
2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
（施行の細目）
第66条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

1　この条例は、昭和37年7月1日から施行する。
2　大阪市消防法施行条例（昭和28年大阪市条例第57号）、大阪市公衆集合場防火条例（昭和23年大阪市条例第59号）及び大阪市危険物保安条例（昭和25年大阪市条例第70号）は、廃止する。
3　この条例施行前に大阪市消防法施行条例、大阪市公衆集合場防火条例又は大阪市危険物保安条例の規定（以下旧規定という。）に基づいてなした検査その他の処分又は届出その他の申請は、この条例中旧規定に相当する規定がある場合においては、この条例の規定によつてしたものとみなす。
（少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の特例）
4　平成24年7月1日において、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。以下「改正政令」という。）による危険物政令第1条第1項の規定の改正により、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下「新規対象」という。）のうち、第32条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。
(1)　当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること

(2)　当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱つている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと

5　新規対象のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

6　新規対象のうち、第32条の2第2項第1号から第8号まで、第32条の3の2(第3号を除く。)又は第32条の4第2項(第1号、第10号及び第11号を除く。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第4項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

(少量危険物の貯蔵又は取扱いの届出の特例)

7　平成24年7月1日において、改正政令による危険物政令第1条第1項の規定の改正により、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、同年12月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

附　則(昭和42年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和48年10月1日条例第51号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条第1項第17号ケからスまでの規定に係る改正部分に限る。)、第5条の改正規定(同条第1項第2号の規定に係る改正部分に限る。)、第8条第1項に1号を加える改正規定、第8条の次に1条を加える改正規定、第31条の次に1条を加える改正規定(第31条の2第25号ア、キ、ケ及びコ、第26号ア(エ)、ウ及びク並びに第27号の規定として加える部分に限る。)、第50条の改正規定(飲食店に係る部分に限る。)、第51条の改正規定(同条第1項中売場面積3,000平方メートル以上の百貨店に係る改正部分及び同条第3項の規定に係る改正部分に限る。)、第54条第1項に2号を加える改正規定(同条同項第4号の規定として加える部分に限る。)及び第55条の次に2条を加える改正規定(第55条の3の規定として加える部分に限る。)は、公布の日から起算して6月を経過した日から、第9条の次に1条を加える改正規定(第9条の2第1項第3号の規定として加える部分に限る。)及び第31条の次に1条を加える改正規定(第31条の2第23号の規定として加える部分に限る。)は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

(経過措置)

2　公布の日から起算して3月を経過した日において、現に使用されている燃料タンク及び危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る基準については、この条例による改正後の大阪市火災予防条例(以下新条例という。)第3条第1項第17号及び第31条の2第25号から第27号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　公布の日から起算して3月を経過した日において、現に使用している避雷設備については、新条例第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　公布の日から起算して3月を経過した日において、現に使用する劇場等の客席については、新条例第48条第5号ウ及び第49条第2号の規定にかかわらず、当該客席に係る大規模な修繕等の工事に着手するまでの間は、なお従前の例による。

5　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(昭和55年3月1日条例第8号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下施行日という。)において、現に使用している液体燃料温風暖房機に付属する風道については、この条例による改正後の大阪市火災予防条例(以下新条例という。)第3条の3第1項第3号の規定にかかわらず、当該風道に係る大規模な修繕等の工事に着手するまでの間は、なお従前の例による。

3　施行日において、現に危険物を貯蔵し、又は取り扱つているタンクについては、新条例第31条の2第22号ウの規定にかかわらず、この条例の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

4　施行日において、現に危険物を貯蔵し、又は取り扱つている機械器具その他の設備及びタンクについては、新条例第31条の2第24号イ並びに第25号ウ及びケの規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日において、現に存する建築物のうち、現にその屋内において合成樹脂類(新条例別表第4の備考6に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱つているものについては、新条例第36条第5号ウの規定にかかわらず、この条例の公布の日から起算して2年3月を経過するまでの間は、なお従前の例による。
6　施行日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、新条例第40条、第41条及び第45条の規定にかかわらず、この条例の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、なお従前の例による。
7　施行日において、現に合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱つている者に対する新条例第60条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日から30日以内に」とする。
8　施行日において、現に消防用設備等の点検を業として営んでいる者については、新条例第61条の規定にかかわらず、この条例の公布の日から起算して4月を経過するまでの間は、なお従前の例による。
9　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(昭和59年10月1日条例第62号)

(施行期日)
1　この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日(以下施行日という。)において、現に使用しているふろがまについては、この条例による改正後の大阪市火災予防条例(以下新条例という。)第3条の2第1項第1号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　施行日において、現に使用している厨(ちゅう)　房に設ける火を使用する設備に付属する排気ダクト等については、新条例第9条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　施行日において、現に常圧下において可燃性ガスを大気中に滲(しん)　出する性質を有する合成樹脂類を屋内において貯蔵し、又は取り扱つているものについては、新条例第36条第6号の規定にかかわらず、この条例の公布の日から起算して2年3月を経過するまでの間は、なお従前の例による。
5　施行日において、現に使用しているぱちんこ屋及び遊技機の設置形態がぱちんこ屋に類するものの避難通路については、新条例第51条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、当該ぱちんこ屋及び遊技機の設置形態がぱちんこ屋に類するものに係る大規模な修繕、模様替え等の工事に着手するまでの間は、なお従前の例による。
6　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(昭和61年10月2日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和63年3月1日条例第2号)

(施行期日)
1　この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行の日(以下施行日という。)において、現に危険物を貯蔵し、又は取り扱つているタンクについては、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第31条の2第26号エの規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成2年3月1日条例第6号)

(施行期日)
1　この条例は、平成2年5月23日から施行する。ただし、第12条第1項第3号及び第42条第3項の改正規定は、公布の日から、第63条の改正規定は、平成2年4月1日から、第32条の2第18号イ及び第35条第1項第3号イの改正規定は、平成3年5月23日から施行する。
(液体燃料を使用する炉及びかまどの付属設備に関する経過措置)
2　この条例の施行の際、現に使用されている燃料タンクのうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第17号エに定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、同号エの規定にかかわらず、なお従前の例による。
(少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)
3　この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っている施設で、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)を貯蔵し、又は取り

扱うこととなるもの(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第11条第1項の規定により許可を受けて設置されているものを除く。以下「新規対象」という。)のうち、新条例第32条の4第1号、第3号(第32条の5において準用する場合に限る。)、第12号若しくは第13号又は第32条の5第1号から第4号まで、第5号(計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。)若しくは第6号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、タンクが鋼板その他の金属板(地下タンクにあっては、タンクが鋼板その他の金属板又はガラス繊維強化プラスチック)で造られている場合に限り、適用しない。

(1) タンクは、漏れない構造であること

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと

4 新規対象のうち、新条例第32条の2第9号又は第32条の3第1項第1号若しくは第2項第3号(適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。

5 新規対象のうち、新条例第32条の4第10号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成5年11月22日までの間は、適用しない。

6 新規対象のうち、新条例第32条の3第1項第2号又は第2項第1号、第2号若しくは第3号(床は危険物が浸透しない構造とする部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

7 新規対象のうち、新条例第32条の3第2項第4号、第32条の5第7号又は第32条の6第2号、第4号から第9号まで若しくは第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

8 新規対象のうち、新条例第32条の2第1号から第8号まで若しくは第15号、第32条の3第2項第5号若しくは第6号、第32条の4第2号、第3号(第32条の6において準用する場合を含む。)、第4号(第32条の5において準用する場合を含む。)、第5号(第32条の5において準用する場合を含む。)、第6号、第7号(第32条の5において準用する場合を含む。)、第8号若しくは第9号又は第32条の6第1号、第10号若しくは第11号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成3年5月22日までの間は、適用しない。

9 施行日の前日において、現に法第11条第1項の規定により許可を受けて設置されている施設で、この条例の施行の際、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの(以下「許可除外対象」という。)のうち、新条例第32条の5第1号又は第5号(計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずることとする部分に限る。)に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該許可除外対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、適用しない。

10 許可除外対象のうち、新条例第32条の3第2項第1号又は第4号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該許可除外対象が第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

11 許可除外対象のうち、新条例第32条の2第1号又は第32条の3第2項第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、平成3年5月22日までの間は、適用しない。

12 この条例の施行の際、現に少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている施設で、引き続き少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの(以下「既存対象」という。)のうち、新条例第32条の2第9号、第32条の3第1項第1号、第32条の4第1号又は第32条の5第1号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、なお従前の例による。

13 既存対象のうち、新条例第32条の3第1項第2号又は第2項第1号に定める基準に適合しないものの貯

蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該既存対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。

14　既存対象のうち、新条例第32条の3第2項第4号又は第32条の6第9号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成4年5月22日までの間は、なお従前の例による。

15　既存対象のうち、新条例第32条の2第2号から第8号まで若しくは第15号又は第32条の3第2項第5号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成3年5月22日までの間は、なお従前の例による。

16　既存対象のうち、新条例第32条の2第1号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、平成2年11月22日までの間は、なお従前の例による。

(指定可燃物等及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準に関する経過措置)

17　この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の可燃性固体類等(可燃性固体類(同表備考第5号に規定する可燃性団体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱っている施設並びに現に法別表第4類の動植物油類を貯蔵し、又は取り扱っている施設で新たに少量動植物油類(指定数量の5分の1以上指定数量未満の法別表第4類の危険物のうち動植物油類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの(以下「新規施設」という。)のうち、新条例第35条第1項第1号又は第2号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、可燃性固体類等にあってはそれらの数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている数量を超えず、少量動植物油類にあってはその数量が、施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている数量を超えない場合に限り、適用しない。

18　第3項から第11項までの規定は、新規施設の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準について準用する。

19　この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の綿花類等(同表の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物等」という。)のうち可燃性固体類等以外のものをいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱っている施設については、平成2年11月22日までの間は、新条例第36条第5号の規定によることを要しない。

20　この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の石炭・木炭類(同表備考第6号に規定する石炭・木炭類をいう。)を貯蔵し、又は取り扱っている施設(施行日の前日において、改正前の大阪市火災予防条例(以下「旧条例」という。)第36条に規定する特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱っているものを除く。)のうち、新条例第36条第6号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成3年5月22日までの間は、適用しない。

21　この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類(同表備考第8号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱っている施設(旧条例第36条に規定する特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱っているものを除く。)のうち、新条例第36条第7号イ又はウに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該合成樹脂類の数量が施行日において現に貯蔵し、又は取り扱っている合成樹脂類の数量を超えない場合に限り、平成4年5月22日までの間は、適用しない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

22　この条例の施行の際、現に危険物又は危険物以外の物品を貯蔵し、又は取り扱っている者で、新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものに対する新条例第60条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成2年11月22日(大阪市火災予防条例の一部を改正する条例(平成2年大阪市条例第6号)の施行の日の前日において法第11条第1項の規定により許可を受けていたものにあっては、平成2年8月22日)までに」とする。

23　施行日前に行った旧条例第60条第1項の規定による特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出は、新条例第60条第1項の規定による指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う旨の届出とみなす。

24　前項に定めるもののほか、この条例の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量の5倍以上(可燃性固体類、可燃性液体類及び合成樹脂類にあっては、同表に定める数量以上)の指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する新条例第60条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成2年11月22日(大阪市火災予防条例の一部を改正する条例(平成2年大阪市条例第

6号)の施行の日の前日において法第11条第1項の規定により許可を受けていたものにあっては、平成2年8月22日)までに」とする。

25　施行日前に旧条例第60条第1項の規定による届出を行っていた者で、施行日以後新条例第60条第1項の規定による届出を要しないこととなるものについては、施行日から起算して3月以内にその旨を消防署長に届け出なければならない。

(消防用設備等の付加基準に関する経過措置)

26　この条例の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分のうち、施行日の前日において消防法の一部を改正する法律(昭和63年法律第55号。以下「63年改正法」という。)による改正前の法第11条第1項の規定により許可を受けている施設で、63年改正法による改正後の法第11条第1項の規定による許可を受けることを要しないこととなるものに係るものについては、新条例第38条、第44条及び第45条の規定は平成3年5月22日までの間、新条例第39条から第42条まで及び第46条の規定は平成4年5月22日までの間は、適用しない。

(消火薬剤の試験等に係る経過措置)

27　この条例の施行の際、現に旧条例第63条第1項第2号又は第3号の規定による申出がある場合における消火薬剤又は防炎加工物品の試験等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

28　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成4年4月1日条例第47号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨(ちゅう)房設備、ストーブ、ボイラー、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、ヒートポンプ冷暖房機、放電加工機、発電設備、蓄電池設備及び避雷設備(以下「炉等」という。)又は現に設置の工事中である炉等のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第17号(新条例第10条の2第2項及び第13条第3項において準用する場合に限る。)、第18号の2(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第20号(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)並びに第3項(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第2項及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)、第3条の4第1項第2号から第4号まで、第11条第1号(新条例第11条の2第3項において準用する場合に限る。)、第11条の2第1項、第12条第2項(新条例第13条第3項及び第14条第4項において準用する場合に限る。)並びに第17条第1項に定める基準に適合しないものに係る位置及び構造の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際、現に新条例第57条第3号の2、第6号の2、第7号の2及び第10号(屋外に設けるものに限る。)に掲げる設備を設置している者に対する同条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは「設置している者は、大阪市火災予防条例の一部を改正する条例(平成4年大阪市条例第47号)の施行の日から起算して3月を経過する日までに」とする。

附　則(平成5年9月21日条例第55号)

1　この条例は、平成5年10月1日から施行する。

2　この条例の施行の際、現に存する劇場等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の劇場等のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第48条第1項第2号及び第5号に定める基準に適合しないものに係る客席の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成7年9月29日条例第68号)

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成8年5月24日条例第35号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　前項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までの間は、この条例による改正後の大阪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第40条第2項第3号に規定する防火対象物又はその部分（次項において「高天井の部分」という。）におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新条例の規定は適用せず、なお従前の例による。
3　平成9年4月1日において現に存する高天井の部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の高天井の部分におけるスプリンクラー設備のうち、新条例第40条第2項第3号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成11年3月31日までの間は、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平成10年3月2日条例第12号）
この条例は、平成10年4月1日から施行する。
附　則（平成10年9月28日条例第51号）
（施行期日）
1　この条例は、平成11年10月1日から施行する。ただし、第32条の2第9号の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際、現に存する危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例（以下「新条例」という。）第32条の5第4号（新条例第3条第4項（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条第2項、第9条の2第2項及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）、第33条及び第35条第2項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この条例の施行の際、現に存する少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの構造のうち、新条例第32条の6第2号（新条例第33条及び第35条第2項において準用する場合を含む。）及び第32条の6第4号（新条例第33条及び第35条第2項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
4　この条例の施行の際、現に存するこの条例による改正前の大阪市火災予防条例（以下「旧条例」という。）別表第3及び別表第4に掲げる乾燥設備及び調理用器具（バーナーが露出している卓上型こんろ（1口）に限る。）並びに旧条例別表第5及び別表第6に掲げる移動式ストーブ（強制対流型で温風を前方向に吹き出すものを除く。）については、新条例別表第3から別表第6までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
5　この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附　則（平成11年2月18日条例第3号）
1　この条例は、平成11年4月1日から施行する。
2　この条例の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分に存するラック式倉庫部分（この条例による改正後の大阪市火災予防条例第40条第2項第4号に規定するラック式倉庫部分をいう。以下同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中の防火対象物若しくはその部分に存するラック式倉庫部分に係るスプリンクラー設備のうち、同号及び同条第4項の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平成11年5月28日条例第47号）
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第45条の改正規定は、平成11年10月1日から施行する。
2　平成11年10月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中の防火対象物における誘導灯のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第45条第3項の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平成12年3月2日条例第14号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則（平成12年9月28日条例第86号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第7備考7の改正規定は、平成13年1月6日から施行

する。

附　則(平成13年5月28日条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年12月19日条例第85号)

(施行期日等)

1　この条例は、平成14年6月1日から施行する。ただし、次項から附則第6項までの規定は、公布の日から施行し、平成13年12月1日から適用する。

(少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する経過措置)

2　平成13年12月1日(以下「適用日」という。)において、消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号。以下「改正法」という。)による消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)別表第5類の項の規定の改正により新たに危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「令」という。)で定める数量(以下「指定数量」という。)の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)を貯蔵し、又は取り扱うこととなる施設(以下「新規対象」という。)のうち、大阪市火災予防条例(以下「火災予防条例」という。)第32条の2第9号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

(1)　配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること

(2)　当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、適用日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと

3　新規対象のうち、火災予防条例第32条の4第1号又は第12号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が前項第2号に掲げる基準に適合するとともに、当該新規対象のタンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造である場合に限り、適用しない。

4　新規対象のうち、火災予防条例第32条の2第18号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成14年11月30日までの間は、適用しない。

5　新規対象のうち、火災予防条例第32条の2第1号から第8号まで、第32条の3又は第32条の4(第1号及び第11号から第15号までを除く。)に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成14年5月31日までの間は、適用しない。

(少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

6　適用日において、改正法による法別表第5類の項の規定の改正により新たに少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成14年5月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

7　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者で、施行日において危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年政令第300号)による令別表第4備考第7号の規定の改正により新たにこの条例による改正後の火災予防条例(以下「新条例」という。)別表第7に定める数量以上の可燃性液体類(同表備考第7号に規定する可燃性液体類をいう。)を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものは、平成14年8月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

8　施行日の前日において、現に少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っていた者で、施行日において改正法による法別表備考第16号及び第17号の規定の改正により新たに新条例第60条第1項の規定による届出を要しないこととなるものは、平成14年8月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

(罰則に関する経過措置)

9　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成14年9月30日条例第70号)

(施行期日)

1　この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、目次、第1条、第2章、第54条、第54条の2並びに第64条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成14年10月25日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際、現に設置されている炉、ふろがま、温風暖房機、厨(ちゅう)房設備、ストーブ(移動式のものを除く。)、ボイラー、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備及びヒートポ

ンプ冷暖房機(以下「炉等」という。)又は現に設置の工事中である炉等のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第1号(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第8条第2項、第9条及び第9条の2において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項第1号又は第10条の2第1項第1号に定める基準に適合しないものに係る位置の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第64条第1項及び第2項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則(平成15年9月29日条例第70号)

1　この条例は、平成15年10月1日から施行する。

2　この条例の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中の防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第42条の規定にかかわらず、平成17年10月1日までの間は、なお従前の例による。

附　則(平成16年3月29日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年3月30日条例第43号、附則第1項ただし書に規定する規定、平成17年12月1日施行、告示1168の2)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第7項までの規定の施行期日は、市長が定める。

(消防用設備等の付加基準に関する経過措置)

2　第1条の規定による改正前の大阪市火災予防条例(以下「旧条例」という。)第47条の規定に基づき、予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、旧条例第5章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると消防長が認めた消防用設備等については、なお従前の例による。

(指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する経過措置)

3　附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に存する廃棄物固形化燃料等(再生資源燃料(第2条の規定による改正後の大阪市火災予防条例(以下「新条例」という。)別表第7備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものをいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱う施設のうち、新条例第36条第1項第5号ウに定める基準に適合しないものについては、同号ウの規定は、当該施設が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

(1)　5メートル以下の適切な高さを越えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最少限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続する概ね2月以内の期間であること

(2)　前号の期間においては、発熱及び発火並びに発火時における燃焼の範囲の拡大を防ぐための適切な措置が講じられていること

4　附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の合成樹脂類(同表備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第36条第2項第3号イに定める基準に適合しないものについては、同号イの規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して2年を経過する日までの間は、適用しない。

5　附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に新条例別表第7に規定する数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第36条第2項第3号ウ(異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る基準については、同号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に新条例別表第7に定める数量以上の再生資源燃料(廃棄物固形化燃料等に限る。)を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第36条第2項第4号に定める基準に適合しないものについては、同号の規定は、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、適用しない。

(再生資源燃料の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

7　施行日の前日において、現に再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱っていた者で、施行日において新条例別表第7に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものは、施行日から起算して1月を経過する日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

(罰則に関する経過措置)
8　この条例(附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附　則(平成17年9月22日条例第105号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)　目次及び第1条の改正規定、第3章の次に1章を加える改正規定(第30条の5第1項第2号に係る部分を除く。)並びに附則第5項の規定　平成18年6月1日
(2)　第3章の次に1章を加える改正規定(第30条の5第1項第2号に係る部分に限る。)　平成19年4月1日
(燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準に関する経過措置)
2　この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事中の燃料電池発電設備がこの条例による改正後の大阪市火災予防条例(以下「新条例」という。)第9条の2の2の規定による燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準に適合しないときは、当該燃料電池発電設備については、同条の規定は、適用しない。
(煙突等の位置及び構造の基準に関する経過措置)
3　この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事中の煙突及び煙道で、その位置及び構造が新条例第9条の3の基準に適合しないものに係る位置及び構造の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準に関する経過措置)
4　この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事中の内燃機関を原動力とする発電設備で、その位置、構造及び管理が新条例第13条の基準に適合しないものに係る位置、構造及び管理の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(住宅用防災機器の設置及び維持の基準に関する経過措置)
5　附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際、現に存する新条例第30条の2に規定する住宅(以下「住宅」という。)における同条各号に掲げる住宅用防災機器(以下「住宅用防災機器」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条及び新条例第30条の3から第30条の5までの規定による住宅用防災機器の設置及び維持の基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、平成23年5月31日までの間、これらの規定は、適用しない。
(地下タンクの基準に関する経過措置)
6　この条例の施行の際、現に存する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクで、その構造が新条例第32条の5第1号(新条例第3条第4項(新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の2第2項、第9条、第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。)、第32条の8、第33条及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
7　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附　則(平成19年9月28日条例第104号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
附　則(平成22年2月26日条例第7号)
1　この条例は、平成22年4月1日から施行する。
2　この条例の施行の際現に設置され、又は設置若しくは修理の工事中のこの条例による改正後の大阪市火災予防条例第50条の3に規定するカラオケボックス等の外開きの戸(以下「外開き戸」という。)が同条に規定する構造を有していないときは、当該外開き戸については、平成23年3月31日までの間、同条の規定は、適用しない。
附　則(平成22年9月21日条例第60号)
1　この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第30条の5第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
2　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備(固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。)のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第9条の2の2の規定による基準に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

附　則(平成24年2月29日条例第32号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附　則(平成24年9月27日条例第94号)

1　この条例は、平成24年12月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第12条の2の規定による基準に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

附　則(平成25年5月27日条例第111号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附　則(平成25年12月2日条例第139号)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第61条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際、現に存する改正後の大阪市火災予防条例(以下「新条例」という。)第30条の2に規定する住宅(以下「住宅」という。)における同条各号に掲げる住宅用防災機器(新条例第30条の3第1項第2号の住宅の部分に設置するものに限る。以下「住宅用防災機器」という。)、現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災機器又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅に係る住宅用防災機器で、その設置及び維持が新条例第30条の3及び第30条の4の基準に適合しないものに係る設置及び維持の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成26年5月28日条例第88号)

1　この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし第42条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

2　附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する防火対象物及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第42条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附　則(平成26年12月1日条例第143号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第55条の4及び第55条の5の規定は適用しない。

附　則(平成27年2月25日条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年10月13日条例第102号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年3月2日条例第32号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和元年6月14日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1(第3条―第5条、第8条、第9条、第9条の2、第19条―第22条関係)

種類				離隔距離(単位センチメートル)				
			入力	上方	側方	前方	後方	備考
炉	開放炉	使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200	
		使用温度が300度以上800度未満のもの		150	150	200	150	
		使用温度が300度未満のもの		100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200	

					使用温度が300度以上800度未満のもの		150	100	200	100	
					使用温度が300度未満のもの		100	50	100	50	
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)		15 (注)	15	15	注　浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2センチメートルとする。
					内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)			60		
				浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)		15	15	15	
					外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)		15	60	15	
					内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)		15	60		
			密閉式			21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21		2 (注)	2	2	

						キロワット以下)				
			屋外用			21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	60	15	15	15
		不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)		4.5(注)		4.5
					内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)				
				浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)		4.5		4.5
					外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)		4.5		4.5
					内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)				
			密閉式			21キロワット		2		2

						以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)		(注)			
			屋外用			21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	30	4.5		4.5	
	液体燃料	不燃以外				39キロワット以下	60	15	15	15	
		不燃				39キロワット以下	50	5		5	
	上記に分類されないもの						60	15	60	15	
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注1　風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。 注2　ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型 温風を前方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15	
						26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100(注1)	15	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150	
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
			密閉式		強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
		不燃	半密閉式		強制対流型 温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5		5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150		150	
					強制排気型	26キロワット以下	50	5		5	
			密閉式		強制給排気型	26キロワット以下	50	5		5	

	上記に分類されないもの					100	60	60（注2）	60	
ちゅ厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15（注）	15	15（注）	注　機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15（注）	15	15（注）	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0		0	
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0		0	
	上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの		250	200	300	200	
				使用温度が300度以上800度未満のもの		150	100	200	100	
				使用温度が300度未満のもの		100	50	100	50	
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式		12キロワットを超え42キロワット以下		15	15	15	
					12キロワット以下		4.5	4.5	4.5	

			密閉式			42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用		フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	42キロワット以下	15	15	15	15	
		不燃	開放式		フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5		4.5	
			半密閉式			42キロワット以下		4.5		4.5	
			密閉式			42キロワット以下	4.5	4.5		4.5	
			屋外用		フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5		4.5	
	液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
						12キロワット以下	40	4.5	15	4.5	
		不燃				12キロワットを超え70キロワット以下	50	5		5	
						12キロワット以下	20	1.5		1.5	
	上記に分類されないもの					23キロワットを超える	120	45	150	45	
						23キロワット以下	120	30	100	30	
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	注　熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60センチメートルとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5（注）	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5（注）	4.5	
	液体	不燃以外	半密	自然対流型	機器の全周から熱を放散す	39キロワット以下	150	100	100	100	

	燃料		閉式		るもの						
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15	
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100		100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5		5	
	上記に分類されないもの						150	100	150	100	
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5		4.5	
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの		100	50	100	50	
					内部容積が1立方メートル未満のもの		50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式			12キロワット以下		4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワット以下		0		0	
					壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用		フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15	
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5		4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5		4.5	
			半密閉式			12キロワット以下		4.5		4.5	
			密閉	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5		4.5	

			式	瞬間型	調理台型	12キロワット以下		0		0	
					壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5		4.5	
			屋外用		フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5		4.5	
	液体燃料	不燃以外				12キロワット以下	40	4.5	15	4.5	
		不燃				12キロワット以下	20	1.5		1.5	
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下		15	15	15	
				瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下		15	15	15	
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下		0		0	
					壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下		4.5		4.5	
				瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下		4.5		4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5		4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下		0		0	
					壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5		4.5	
			屋外	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロ	30	4.5		4.5	

			用			ワット以下					
					フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5		4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5		4.5	
	液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
		不燃				12キロワットを超え70キロワット以下	50	5		5	
	上記に分類されないもの						60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1　熱対流方向が一方向に集中する場合にあつては60センチメートルとする。 注2　方向性を有するものにあつては100センチメートルとする。
					全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5（注1）	4.5	
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5	
					全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5（注1）	4.5	
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
	液体燃料	不燃以外	開放式		放射型	7キロワット以下	100	50	100	20	
					自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100	100	
						7キロワット以下	100	50	50	50	
					強制対流型　温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100	15	
					強制対流型　温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	100	150	150	150	
						7キロワット以下	100	100	100	100	
		不燃	開放式		放射型	7キロワット以下	80	30		5	
					自然対流型	7キロワットを超え12キロ	120	100		100	

							ワット以下					
							7キロワット以下	80	30		30	
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12キロワット以下	80	5		5	
					温風を全周方向に吹き出すもの		7キロワットを超え12キロワット以下	80	150		150	
							7キロワット以下	80	100		100	
	固体燃料							100	50（注2）	50（注2）	50（注2）	
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注　機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15（注）	15	15（注）	
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	100	15	15	15	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	50	4.5	4.5	4.5	
						卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7キロワット以下	30	10	10	10	
						圧力調理器（内容積10リットル以下）		30	10	10	10	
		不燃	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	80	0		0	
						卓上型こんろ	14キロワット以下	80	0		0	

						(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						
				バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	80	0		0	
					加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル(フードを付けない場合)	7キロワット以下	30	4.5		4.5	
						卓上型オーブン・グリル(フードを付ける場合)	7キロワット以下	10	4.5		4.5	
						炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	15	4.5		4.5	
						圧力調理器(内容積10リットル以下)		15	4.5		4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外					6キロワット以下	100	15	15	15	
		不燃					6キロワット以下	80	0		0	
	固体燃料							100	30	30	30	
電気温風機	電気	不燃以外					2キロワット以下	4.5(注)	4.5(注)	4.5(注)	4.5(注)	注　温風の吹き出し方向にあつては60センチメートルとする。
		不燃					2キロワット以下	0(注)	0(注)	(注)	0(注)	
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの			4.8キロワット以下(1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2	注1　機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を
									20(注1)		20(注1)	
									10(注2)		10(注2)	
							4.8キロワット以下(1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2	
									15(注1)		15(注1)	

							10(注2)		10(注2)	示す。 注2　機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
					4.8キロワット以下(1口当たり1キロワット以下)	100	2	2	2	
							10(注1)(注2)		10(注1)(注2)	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2	
							10(注2)		10(注2)	
		不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	80	0		0	
							0(注1)(注2)		0(注1)(注2)	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	80	0		0	
							0(注2)		0(注2)	
電気天火	電気	不燃以外			2キロワット以下	10	4.5(注)	4.5(注)	4.5(注)	注　排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃			2キロワット以下	10	4.5(注)		4.5(注)	
電子レンジ	電気	不燃以外		電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5(注)	4.5(注)	4.5(注)	注　排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃		電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5(注)		4.5(注)	
電気ストーブ(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	電気	不燃以外		前方放射型	2キロワット以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型	2キロワット以下	100	100	100	100	
				自然対流型	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃		前方放射型	2キロワット以下	80	15		4.5	
				全周放射型	2キロワット以下	80	80		80	
				自然対流型	2キロワット以下	80	0		0	
電	電	不燃以外		食器乾燥器	1キロワット以	4.5	4.5	4.5	4.5	

気乾燥器	気			下					
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0		0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1　前面に排気口を有する機器にあつては0センチメートルとする。 注2　排気口面にあつては4.5センチメートルとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5(注1)	0(注2)	(注2)	0(注2)	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0		0	

備考
1　「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
2　「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
3　「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第2から別表第6まで　削除

別表第7(第35条、第36条、第36条の2、第60条関係)

品名			数量
指定可燃物	綿花類		キログラム 200
	木毛及びかんなくず		400
	ぼろ及び紙くず		1,000
	糸類		1,000
	わら類		1,000
	再生資源燃料		1,000
	可燃性固体類		3,000
	石炭・木炭類		10,000
	可燃性液体類		立方メートル 2
	木材加工品及び木くず		10
	合成樹脂類	発泡させたもの	20
		その他のもの	キログラム 3,000
その他指定可燃物に類する	マッチ		200
	竹及びその製品		1,000

物品		

備考

1　綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

2　ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。

3　糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭(い)をいう。

4　わら類とは、乾燥わら、乾燥藺(い)及びこれらの製品並びに干し草をいう。

5　再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

6　可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。

ア　引火点が40度以上100度未満のもの

イ　引火点が70度以上100度未満のもの

ウ　引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの

エ　引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

7　石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、煉(れん)炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

8　可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに同表備考第10号に規定する引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

9　合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。